研究セキュリティ確保の取組（JST-TRUST）質問票【ひな形】

事業や PO の運営方針などの理由により、用語（PI、Co-PI など）・項目が変更されることがあります。

本質問票は、内閣府の手順書[i]に沿い、*〇〇事業への提案課題*のうち、JST において研究内容を経済安全保障上の重要性の観点で確認した結果、研究セキュリティ上のリスクマネジメントが必要[ii]と判断された課題を対象に送付しています。

作成にあたっては、必ず所属機関と相談の上、所属機関の確認を得た上で JST にご提出ください。

〇提案情報

研究代表者氏名	
所属機関・部署・役職	
研究課題名	
特定研究情報[iii]	JST 記入欄：提案内容のうち、特定研究情報と考えられる研究項目等は以下。
	PI 記入欄：*上記の要素技術・研究項目等に対する見解・コメントがあれば記載ください。* *（上記以外にも PI ご自身が特定研究情報と考える研究項目等や、上記はすでに公開情報であるため特定研究情報に該当しない、等）。*

〇質問票

1. 提案内容の実施における対応について

提案内容を実施するにあたって、研究機関における研究セキュリティ確保の取組方針等に

---

[i] 内閣府「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」
（URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines_v1.pdf）

[ii] JST では、研究セキュリティ確保に向けた取組として、特定研究開発プログラムへの提案課題について、社会経済に重大な影響を及ぼしうる特定の技術を対象としているか等の観点で、PO 等による判定結果を踏まえ、リスク分類を行っています。*〇〇事業*は特定研究開発プログラムに指定されているため、リスクマネジメントが必要と判断された研究課題については、本質問票に回答いただくことが必要です（参照：公募要領*第〇章〇-〇*「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保」）

[iii] 社会経済に重大な影響を及ぼしうる技術であって、経済安全保障等の観点から重要であると JST が認めるものをいう。

基づき、最新の我が国の対応方針なども踏まえつつ[iv]適切な対応を講じてください。

□　記載内容に従います

2.　研究機関のデュー・ディリジェンス

（1） 貴機関（研究代表機関）又は共同研究機関[v]が、我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の場合は、以下の①及び②に掲げる事項に関する情報を JST に提出してください。

①財務状況[vi]、資本構成[vii]
②リストへの掲載の有無

□ 該当なし □ 本質問票と併せて提出 □ 提出は必要だが、提出できない情報有り （補足：　　）　（いずれか選択）

[iv] 例えば、内閣府手順書においては、リスク軽減措置の一例として、「研究データ等の情報へのアクセス権限の管理」「サイバー攻撃への対策の強化」「研修の受講による研究セキュリティに関するリテラシーの向上」等が記載されています。

[v] 研究代表者及び主たる共同研究者の所属機関以外の研究参加者がいる場合は、その所属機関も含まれます。

[vi] 貸借対照表・損益計算書（財団法人・NPO 等は左記に準ずる資料）等

[vii] 主要株主とその所在地・持分比率（以下、「主要株主等」という）が確認できる資料
【資料例】
・上場企業：有価証券報告書
・非上場企業：株主名簿
・財団法人や NPO 等：企業の株主に相当する者（社員・正会員等）が確認できる名簿等
※「主要株主等」に変更があった場合は、都度再提出が必要となります。

3. 提案している研究体制について

（1） 提案している研究体制に含まれるすべてのメンバー（研究代表者（PI)、主たる共同研究者（Co-PI)、研究参加者（現時点で確定している者))、及び PI もしくは Co-PI の研究室に現在所属しているすべての者に関して、以下の①から⑥までに掲げる事項（②から⑤に関する情報は、応募日の属する年度を含めた過去 3 年分[viii]）に該当する者が含まれていますか。

① リスト掲載機関[ix]への所属歴（学歴（高等学校以降)、研究経歴、職歴)、個人としてのリスト掲載の有無
② リスト掲載機関からの研究費および研究費以外の支援等の取得歴（報酬・給与、奨学金、寄附金、名誉職等の付与及び兼職の状況）
③ リスト掲載機関に所属する研究者との共著等（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表、学会における連名の口頭発表)、特許の出願実績（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）
④ 対象の外国の人材採用プログラム[x]への参加歴
⑤ 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」に基づく処分歴

[viii] 採択後に新規参画したメンバーについては、参画時の年度を含めた過去 3 年分が確認の対象期間となります。

[ix] リスト掲載機関とは以下のリストのいずれかに掲載されている機関とします。
〇経済産業省：外国ユーザーリスト
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/20250929_3.pdf
〇米国商務省国際貿易局：統合スクリーニングリスト（CSL(Consolidated Screening List)）
https://www.trade.gov/consolidated-screening-list
また、JETRO に「米商務省国際貿易局 統合スクリーニングリスト（CSL）の利用ガイド（2022 年 12 月)」が掲載されているので参照ください。

[x] 外国の人材採用プログラムについては、米国において 2019 年国防権限法第 1286 条により作成されたリスト（通称「1286 リスト」）に掲載されている以下のプログラムとします。
・Changjiang Scholar Distinguished Professorship
・Hundred Talents Plan
・Pearl River Talent Program
・Project 5-100
・River Talents Plan
・Thousand Talents Plan
・Any program that meets one of the criteria contained in section 10638(4)(A) and either sections 10638(4)(B)(i) or (ii) of the Creating Helpful Incentives to Produce Semiconductors and Science Act of 2022
1286 リストの詳細については、米国国防総省のウェブサイト
（https://basicresearch.defense.gov/Portals/61/Documents/Academic%20Research%20Security%20Page/FY24%20Section%201286%20List%20for%20public%20release_V2.pdf?ver=KqtK4tL1

⑥ 安全保障貿易管理における「非居住者[xi]」(一時帰国しその滞在期間が６月未満の日本人等) 又は「特定類型[xii]」(日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等[xiii])

該当性判断は、安全保障貿易管理で定められているものと同じ[xiv]とします。

□ 含まれている　　□ 含まれていない　(いずれか選択) □ その他の懸念事[xv]（　　）
上記で「含まれている」を選択した場合、①～⑥のいずれに該当するかを記載してください。

（２） 今後、現時点では未確定のメンバーの決定を含め、新たなメンバーを追加する場合、PI もしくは Co-PI の研究室に新たにメンバーが着任する場合、また既存のメンバーにおいて研究実施状況が変わった場合には、(１)に該当しないかをチーム・機関で確認し、これらに該当する場合は JST へ事前相談してください。その場合、リスク軽減措置をとるよう、あるいは追加を検討しているメンバーの研究参加の内容・範囲について、JST が調整を要請することがあります。

□　記載内容に従います

[xi] 「非居住者」の内容については、安全保障貿易管理で定められているものと同じとします（参照：外国為替及び外国貿易法、「外国為替法令の解釈及び運用について」（財務省））。

[xii] 「特定類型」の内容については、「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済協力局）及び「「みなし輸出」管理の明確化に関するＱ&Ａ」（経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiqa3.pdf）を参照ください。

[xiii] 出典：経済産業省「令和５年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会」における「安全保障貿易管理制度の概要」（https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/seminer/r5/meti5.pdf）。

[xiv] 「特定類型」の該当性判断については、「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省 貿易経済協力局）の「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」（別紙１－３）を参照ください。

[xv] 例えば、出身の組織（学科・研究室を含む）のウェブサイト等から軍事研究への関与が疑われる情報が確認できる場合等）がありましたらその内容を記載ください。

4. 国内外の協力機関・研究者について

（1） 提案内容を実施するにあたって、提案における研究体制を構成する研究機関（研究代表者（PI）、主たる共同研究者（Co-PI）等が所属する機関[xvi]）の間で締結する共同研究契約等について、以下の内容の適切性を確認してください。

- 協力の内容
- 研究データ等へのアクセス
- 発明・特許等の知的財産の取扱い
- 守秘義務の内容
- JST と研究機関が締結する委託研究契約に反しない内容となっているか

□ 記載内容に従います

（2） 提案内容を実施するにあたって、提案における研究体制の他に国内外の協力機関・研究者など（以下、「協力機関など」とする。）[xvii]がある、又は協力機関などが生じる可能性がある場合、当該の協力機関などと研究体制に含まれる研究機関との間で締結する共同研究契約等について、以下の内容の適切性を確認してください。

- 協力の内容
- 研究データ等へのアクセス
- 発明・特許等の知的財産の取扱い
- 守秘義務の内容
- JST と研究機関が締結する委託研究契約に反しない内容となっているか

□ 記載内容に従います □ 協力機関などはなく、今後生じる可能性はない　（いずれか選択）

5. リスク軽減措置について

（1） 提案内容は、リスクに応じたリスク軽減措置をとることが必要となります。研究セキュリティを確保するためにとるリスク軽減措置について、記載ください。

（複数回答可能） □ 研究セキュリティにかかる特定研究情報の管理体制を整備し、その責任者及び問題が発生した際の連絡体制や対応ルールを整備する（サイバー攻撃への対策の強化）。 □ 電子的アクセスの制限：「特定研究情報に係るデータ・成果が創出される可能

[xvi] 研究代表者及び主たる共同研究者の所属機関以外の研究参加者がいる場合は、その所属機関も含まれます。

[xvii] 大学などの研究機関の他、測定・分析・サンプル加工などの外注先機関も含みます。

性のある研究項目」における電子的情報を対象に、研究遂行上、必要最低限のアクセス可能な人のリストを作成し、そこに掲載された者のみがアクセス可能となるようにする（フォルダアクセス権の設定、ログ記録の取得等）。

→上記に該当する研究項目（研究提案書から抜粋して記載）
（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ 物理的アクセスの制限：「散逸・模倣された場合、特定研究情報に係る重大な意味を有すると考えられる研究資材や研究基盤（実験室、装置等）」を対象に、アクセス可能な人のリストを作成し、そこに掲載された者のみがアクセス可能となるようにする（ID・生体認証・オフキャンパス等）。

→上記に該当する研究資材や研究基盤（実験室、装置等）
（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ データマネジメントプラン（DMP）を作成し、それに基づき特定研究情報へのアクセス管理を行う。

□ その他

［・～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～。］

（注１）その他のリスク軽減措置としての参考例（これらに限りません）

- 特定研究情報を扱う情報端末については、ウィルス対策ソフトウェアやフルスキャン等の対応をルール化し管理する。
- 特定研究情報については、セキュリティレベルの高いクラウドに集約し、暗号化やアクセスログの記録を行う。外部電磁記録媒体での保管は行わない。
- 特定研究情報に関わるやりとりも、アクセス可能な者を限定した上で、当該クラウドを介して行う。ミーティングについては、参加者を限定する。
- 特定研究情報は紙媒体に限定し、施錠された部屋に専用の保管庫を設置して保管する。部屋・保管庫の鍵は責任者のみが保有する。入退室者は記録に残す。
- 研修の受講により、研究セキュリティに関するリテラシーの向上を図る。
- オフキャンパス等の研究場所の確保。
- （研究参画者が学生の場合などにおいて）雇用契約[xviii]を締結することによるガバナンスの強化。

[xviii] 研究参画者が、他機関からの出向者、派遣労働者、業務委託先の従業員等の場合は、守秘義務等研究参画に係る契約の内容を確認することが望ましい。

（注２）研究メンバーが、外国ユーザーリストあるいは米国 CSL に登録されている機関に所属している者との人間関係を有する場合も、招待講演等を通して意図せず特定研究情報が漏洩することがないよう情報管理することが重要です。

（２） 上記の回答について実行可能であることを、チーム・機関に確認しておく必要があります。

□ 実行可能であることを確認しました

以上すべての記載事項について、

□ 研究チームの主たる共同研究者の同意を得ました。

□ 研究代表者及び主たる共同研究者の所属機関の担当部署の確認を得ました[xix]。

（注）研究開始のためには、両方にチェックが入っていることが必要です。

[xix] 研究代表者及び主たる共同研究者の所属機関以外の研究参加者がいる場合は、その所属機関の担当部署の確認も得てください。